

## 基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の目的は、「学校法人花園学園寄附行為」や「花園大学学則」等に定められた建学の精神である「仏教の教義ならびに禅精神に基づく学校教育」を実施し、人類文化に貢献する人材の養成を実現することである。このために理事会のもとに法人本部、大学事務局、中学高校事務室等の組織が配置され、教育組織と連携して業務の推進に当たっている。

学校法人花園学園の理事 21 名は、臨済宗妙心寺派内局、大学教職員、中学高校教職員、法人本部、幼稚園等から選出されている。理事長は、臨済宗妙心寺派宗務総長がこれに当たることとなっている。監事は 2 名のうち 1 名は税理士がこれに当たっている。この監事とは別に、公認会計士が毎月本学の財務監査を行っている。学内理事のうち学長と事務局長は、常任理事として大学の管理運営の責任を負っている。

大学では、学長の下に副学長、文学部長、社会福祉学部長、事務局長、教務部長、学生部長、総務部長の 8 名で大学執行部を編成し、毎週月・木の 2 回定例会議を開催し、管理運営上の諸問題について協議・執行している。

学園の理事会は、通常年 3 回（5 月、11 月、3 月）定例理事会が開催され、その他必要に応じて臨時理事会が開催される。理事会における審議事項は、表 7-1-1 の通りである。

表 7-1-1 理事会における特に重要な審議事項

1	予算・決算
2	長期の借入金
3	基本財産の取得・処分
4	事業計画
5	予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
6	合併・解散
7	寄附金募集
8	寄附行為の変更
9	学部・学科の設置または廃止
10	学費の改定
11	学則変更

ちなみに 2006 年度の理事会は、年間 7 回開催された。

評議員会は、理事会とほぼ同時に開催され、予算、借入金、重要な資産の処分、予

算外の新たな義務の負担、権利の放棄、合併等について決議機能を果たしている。ちなみに 2006 年度の評議員会は 6 回開催された。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事定数は、寄附行為により 21 名以上 23 名以内と定められている。選任区分は、第 1 号理事「妙心寺派宗務総長、妙心寺派総務部長、妙心寺派教学部長、妙心寺派財務部長」、第 2 号理事「法人本部事務局長」、第 3 号理事「花園大学学長、花園大学事務局長」、第 4 号理事「花園大学副学長、花園大学文学部長、花園大学社会福祉学部長、花園大学教務部長」、第 5 号理事「花園高等学校校長、花園高等学校副校長、花園高等学校教頭」、第 6 号理事「花園中学校校長、花園中学校副校長、花園中学校教頭」、第 7 号理事「洛西花園幼稚園園長」、第 8 号理事「評議員のうちから、評議員会において選任した者 1 名」、第 9 号理事「学識経験者 2 名以上 4 名以内」となっている。2007 年 5 月現在の理事数は、21 名である。理事のうち 7 名以内を理事長の指名により常任理事とすることができる。現在の常任理事は、妙心寺派総務部長、妙心寺派教学部長、法人本部事務局長、花園大学学長、花園大学事務局長、花園高等学校校長、洛西花園幼稚園園長である。理事の任期は、1 号理事から 7 号理事を除いて、4 年となっている。また、本学では、理事長以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しないこととし、理事代表権の制限をしている。

監事定数は、2 名であり、「監事はこの法人の理事、評議員又は職員以外の者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。」と定められている。

評議員の定数は、寄附行為により 43 名以上 47 名以内と定められている。選任区分は、第 1 号評議員「妙心寺派宗務総長、妙心寺派総務部長、妙心寺派教学部長、妙心寺派財務部長、妙心寺派花園会本部長、妙心寺派法務部長、妙心寺派花園会館部長」、第 2 号評議員「法人本部事務局長」、第 3 号評議員「花園大学学長、花園大学事務局長、花園大学副学長、花園大学文学部長、花園大学社会福祉学部長、花園大学総務部長、花園大学教務部長、花園大学学生部長、花園高等学校校長、花園高等学校副校長、花園高等学校教頭、花園中学校校長、花園中学校副校長、花園中学校教頭、洛西花園幼稚園園長」、第 4 号評議員「妙心寺派宗議会議員及び妙心寺派宗務所長の中から各々 2 名」、第 5 号評議員「花園大学、花園高等学校及び洛西花園幼稚園の教職員（理事であるものを除く）の中から 3 名」、第 6 号評議員「花園大学（前身学校を含む）及び花園高等学校（前身学校を含む）を卒業した者で年齢 25 歳以上のものの中から 5 名以上 7 名以内」、第 7 号評議員「学識経験者 8 名以上 10 名以内」と規定している。2007 年 5 月現在の評議員数は、43 名である。評議員の任期は、1 号評議員から 3 号評議員を除き、4 年となっている。

(2) 7-1 の自己評価

理事・評議員は、本学園の設立の因縁から臨済宗妙心寺派の僧籍を有する者が多数を占めている。法人の管理運営については、理事会を中心に、評議員会等が理事会を補完し、予算・決算、学部・学科の新設や改組転換等を決定し、各学校の執行機関と調

整を図りながら適切に運営されている。管理運営に関わる役員等の選考に関する事項は、寄附行為に明確に示されている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正を受けて、寄附行為に「役員、評議員の解任及び退任」や「監事の職務」あるいは「財産目録等の備え付け及び閲覧」等を明確に規定した。これらにより、情報公開の原則とガバナンス機能の整備を徹底し、今後、柔軟な管理運営体制の整備を更に進めていきたい。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事会のメンバーには、学長、副学長、文学部長、社会福祉学部長、教務部長、大学事務局長が加わり、学長、大学事務局長は常任理事となっている。また、月1回大学において定例開催される連合教授会（文学部・社会福祉学部合同）には、学長、副学長は当然のこと大学事務局長、総務部長が出席しており、管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。表 7-2-1 は、理事長、学長、副学長、事務局長、学部長、研究科長の主な会議の出席状況である。

表 7-2-1 理事長・学長等の主な会議の出席状況

会 議	理事長	学長	副学長	事務局長	学部長	研究科長
理事会						
常任理事会						
大学執行部会議						
大学評議会						
連合教授会						
大学院委員会						

( 印が出席 )

(2) 7-2の自己評価

理事会は、学長はじめ副学長・学部長等大学関係理事に大学の教学の責任と権限を事実上委譲している。その一方で、学長はじめ副学長・学部長等大学関係理事は、理事会の一員として法人の意思決定に参画している。大学事務局長は常任理事として、大学部門の予算編成の責任と権限を事実上担っている。このように、管理部門と教学部門の連携は適切である。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会と教授会双方に学長はじめ5名の教職員が参画し、その意思決定のプロセスに関与しており、管理部門と教学部門の連携は適切であると考えます。今後も、現在の

方式を踏襲し、教育運営組織体制の充実と法人組織との連携に努めていきたい。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

本学の「自己評価委員会」は1993年に設置された。同委員会は同年6月「教学実態に関する全学アンケート調査」を実施し、翌1994年3月に「教学実態に関するアンケート調査 中間集計」を発行した。また、このアンケート調査の分析を基に1998年3月に「自己評価委員会意見書」を作成発行した。1998年11月には「全学アンケート調査(学生満足度調査)」を実施し、1999年2月に「全学アンケート調査集計」を発行、同年11月に「全学アンケート調査集計 その2 前回調査との比較集計」を発行した。また、同年10月には、「花園大学研究者総覧」を発行した。なお、研究者総覧については、その後、冊子体の発行ではなく、ホームページでの公開となって今日に至っている。1999年の11月には、「授業評価アンケート」を実施した。2000年3月には、自己点検・評価報告書「花園大学の現状と課題」を発行した。同年6月には、「授業評価アンケート」を実施した。2001年6月には、「授業評価アンケート」を実施した。2002年9月に全学アンケート調査を実施、2003年2月に「全学アンケート集計(学生満足度調査)」を発行した。同年11月に「授業評価アンケート」を実施した。2004年2月に「自己点検・評価報告書2004」を発行した。2005年7月、2006年6月にも「授業評価アンケート」を実施し、このアンケート結果の集計は、本学のホームページに掲載し学生・教職員が閲覧できるようにした。また、1994年以降、毎年自己点検のためのデータブック「自己点検基本資料集」が発行されており、本年は12冊目が発行された。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

1999年10月発行の「花園大学研究者総覧」、2000年3月発行の自己点検・評価報告書「花園大学の現状と課題」、2004年2月発行の「自己点検・評価報告書2004」は、他大学等各方面に送付、公表した。授業評価アンケート等の集計は、学生・教職員に配布した。なお、研究者一覧や最近の授業評価アンケート集計については、本学のホームページに掲載されている。各種のアンケートによる集計結果をうけて、学生の不満度の高い授業や施設・サービスは順次改善され大学の運営に反映されている。

(2) 7-3の自己評価

授業評価アンケートは、1999年以降8年間で6回実施している。当初、アンケート結果は公表せず、集計結果は学長保管として、該当授業担当教員にのみ個別に通知し、各教員がその結果を参考に授業改善に取り組むよう要請する方式であったが、2005年以降は、この方式に加え、集計結果をグラフにしてホームページに掲載し、学生教職員が閲覧できるようにした。授業評価アンケートが授業改善にどの程度効果を発揮し

ているかの評価は、難しい問題もあるが、アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし、学生教職員に公表しつづけることによって、教員が常に緊張感をもって授業にあたることができると考えている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価や第三者評価に積極的に取り組み、学生満足度の向上を目指したい。また、自己評価委員会では、学生による授業評価も継続的に取り組み、学生と教員の緊張関係の中で、本学の教育研究を更に向上させて行く予定である。

〔基準7の自己評価〕

大学の管理運営方針とその体制については、理事会と教授会双方に学長はじめ5名の教職員が参画し、その意思決定のプロセスに関与しており、管理部門と教学部門の連携は適切であると考えられる。管理運営に関わる役員の選考は、寄附行為に明確に示されている。

自己点検評価は、自己評価委員会を中心に継続的な点検・評価活動が実施されており、その結果は、学科改組計画等により大学運営に反映されている。また、授業評価アンケートの結果は、大学のホームページに掲載され学生に公表されている。

〔基準7の改善・向上の方策（将来計画）〕

理事会・教授会共、その意思決定のプロセスは極めてオープンに、民主的に行われており、意思決定後の教職員への周知徹底もスムーズに実施されており、今後ともこのシステムを堅持・発展させて行きたい。

自己点検評価については、継続的に実施され、その結果は、ソフト面（新学科設置計画）及びハード面（新校舎建設計画）の改革・改善に生かされている。